

公益社団法人犬山市シルバー人材センターポイント制度要綱

【令和4年3月29日】

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人犬山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）正会員（以下「会員」という。）が、センターの事業や運営に参加した場合にポイントを付与し、当該ポイントに応じて会員に還元することにより、センター事業や運営への参加推進と会員継続に繋げることを目的とする。

(対象事業等及び付与点数)

第2条 ポイントの付与対象となる事業等及びポイント付与点数は、別表1のとおりとする。

(交換)

第3条 付与されたポイントと交換できる品目及び交換に必要な点数は、別表2のとおりとする。

(交換の申請)

第4条 前条の規定による品目との交換をする会員は、別に定める申請書にて会長に申請するものとする。

(有効期限)

第5条 付与されたポイントは、センターを退会するまで有効とし、退会日をもって失効する。

(改廃)

第6条 この要綱の改廃は、理事会において決定する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は就業開拓委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以後に付与されたポイントについて適用する。

(別表1)

NO.	対象となる事業等	付与点数
1	定時総会参加（出席）	2点
2	定時総会参加（議決権行使書提出・委任状提出）	1点
3	地域懇談会出席	2点
4	講習会参加	1点
5	ボランティア活動参加	2点
6	地域班長・職群班会長就任	1点
7	新規会員紹介状提出（入会必須）	5点
8	新規仕事紹介状提出（完了必須）	3点
9	新規事業発案状提出（実施必須）	4点
10	機関誌への投稿（掲載必須）	1点
11	アンケート回答	1点
12	その他（センターが認めるもの）	

(別表2)

NO.	交換品目	必要点数
1	市指定可燃ごみ袋 20枚(45ℓ・30ℓ・15ℓ・10ℓのいずれか1種)	6点
2	おいしい花子 500g	10点
3	年会費保険料無料	20点
4	クオカード 1,000円	20点